

## 藤岡市議会基本条例（逐条解説付）

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第5条）
- 第3章 市民と議会の関係（第6条・第7条）
- 第4章 議会と行政の関係（第8条―第12条）
- 第5章 議員間の自由討議（第13条）
- 第6章 委員会の活動（第14条・第15条）
- 第7章 政務活動費（第16条）
- 第8章 議会の体制整備（第17条―第22条）
- 第9章 議員の政治倫理（第23条）
- 第10章 議員の身分及び待遇（第24条・第25条）
- 第11章 最高規範性及び継続的な検討（第26条・第27条）
- 第12章 補則（第28条）

#### 附則

議会は、市民の直接選挙によって選ばれた議員によって構成される市民を代表する機関である。

二元代表制<sup>\*</sup>の一翼を担う議会は、合議制の機関として市民の負託に応え、市民の幸せと豊かさを追求するために活動していかなければならない。

そのために、議会は、議会と議員の責任を自覚して、市政の課題を把握し、開かれた場で議論し、市民の代表として意思を決定する。このことが議会の役割である。

藤岡市議会は、与えられたその権能を十分に活用して、秩序を守り、公正を旨とし、誠実にその責務を果たすことを決意し、この条例を制定する。

前文では、市民により直接選挙で選ばれた議員及び議会の役割を述べています。

また、藤岡市議会の目指す姿を描き、藤岡市政に対する議会の決意を表明しています。

※二元代表制……市民が、市長と議会の議員を、それぞれ別々の選挙で選ぶ制度。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、市民を代表する合議制の機関である議会の運営に関する基本的理念及び事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民にとって幸せで豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

この条例は、市民にとって幸せで豊かなまちづくりを実現することを目的としています。市長と同様に、市民によって直接選ばれる議員が、その役割を果たすために必

要とされる基本的な理念及び事項を、この条例で定めることを述べています。

#### (議会の役割)

第2条 議会は、市民の代表から構成される市の団体意思を決定する機関\*である。  
2 議会は、市の議事機関であり、条例の制定改廃、予算の議決及び決算の認定並びに行政活動を監視する権限を有する。

議会は、市民の代表である議員から構成されています。

ここでは、藤岡市議会の基本的な権限と、役割について述べています。

※憲法第93条第1項……「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」

### 第2章 議会及び議員の活動原則

#### (議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。  
(1) 議決機関であることを自覚し、市長その他執行機関の市政運営を監視し、評価すること。  
(2) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会運営に努めること。  
(3) 本会議のほか、すべての会議（以下「会議等」という。）とその情報を積極的に公開するとともに、市民参加の拡充に努めること。  
(4) 言論の府であることを自覚し、自由な討論の場を目指すこと。

市民の代表としてふさわしい議会を実現していくために、議会運営の4つの原則を掲げ、議会が果たすべき役割について述べています。

- (1) 市政の運営に対し、常に監視し評価すること
- (2) 公正性、透明性を重んじ、市民に開かれた運営を行うこと
- (3) 市民と情報を共有し、市民が参画しやすい議会運営を行うこと
- (4) 議員自らが、信念に基づいて意見を表明し、討論する場を目指すこと

#### (議員の活動原則)

第4条 議員は、市民に信託された代表者として、次に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。  
(1) 市民の意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めること。  
(2) 市民の代表者としての品位を保ち、政治倫理を遵守し、不断の研さんにより、自らの資質向上に努めること。  
(3) 議員相互間の自由討議を推進すること。  
(4) 議会活動を優先すること。

議員としての活動姿勢、自覚について述べています。

- (1) 市政全般の課題と市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上の

ために活動すること

- (2) 議員は、自らを律し、自己の研鑽<sup>けんさん</sup>に努め、資質向上に努めること
- (3) 自由闊達<sup>かっただつ</sup>に討議することで、課題や争点を明らかにし、議員間の理解を深め合議を目指すこと
- (4) 公務である議会活動を優先するよう努めること

#### (会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。  
2 会派は、議会運営、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

議員は、同一理念を持つ他の議員と政策集団を結成し、議会活動を行うことができることを規定しています。

各会派は、必要に応じて会派間で協議を行い、議会としての合意形成に努めるよう求めています。

### 第3章 市民と議会の関係

#### (市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民に対し、積極的に情報を発信し、透明性を高め、説明責任を果たすよう努めるものとする。  
2 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

議会は、審議等における論点や争点などの情報を積極的に発信し、市民に対して説明責任を果たすよう定めています。

議会は、これらの制度を活用して、多様な市民の意見を討議に反映させられるよう定めています。

#### (市民意思の把握)

第7条 議会は、基本的な政策等の策定に当たり、意見提案手続を行うことができる。  
2 議会は、請願及び陳情を政策提案として受け止め、適切、誠実にこれを審議するものとする。  
3 議会は、前2項に掲げるもののほか、必要に応じ市民から意見を聞くことができる。

議会は、必要に応じて、市民の意見を直接聴取する機会として、パブリックコメント手続を実施することができる規定を定めています。

請願及び陳情は、政策提案として誠実に審議することを定めています。

#### 第4章 議会と行政の関係 (議員と市長等との関係)

第8条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係については、緊張関係の保持に努めなければならない。

第3条(1)で示した議会の活動原則に則り、議員は、市長等執行機関の市政運営を監視し、評価する立場で審議に臨むことを定めています。

#### (議員の質問、質疑及び市長等の反問)

第9条 会議等における質疑応答は、論点及び争点を明確にするよう努めるものとする。

2 議員は、一般質問を行うときは、一般質問通告書の件名において、一問一答の方式で行うものとする。

3 本会議に出席した市長等は、議員からの質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

議員から市長等に対する質疑及び一般質問は、論点や争点を明確にするよう定めています。そのため、一般質問については、一問一答方式で行うことを規定しています。

また、市長等執行機関は、議長の許可を得て、質問した議員に対して、内容を確認するための質問ができること、いわゆる「反問権」について定めています。

#### (議決事件の追加)

第10条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事件として追加することができる。

2 議会は、前項の規定により議決事件を追加又は削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

議会は、地方自治法により議決事件を定められていますが、議会の判断により、必要な事項を議決事件に追加できる規定を定めています。その際、理由と根拠を明確にすることを義務付け、制度の濫用<sup>らんよう</sup>を防ぐための規定も併せて定めています。

#### (政策形成過程の説明)

第11条 議会は、政策形成過程の透明性を図り、議決責任を担保するため、背景、経緯、根拠、関係法令、財源及び経費の説明並びに必要な資料の提供を市長等又は提案者に求めることができる。

議会は、議決責任を果たし、的確な議案審議を行うために、市長等が政策立案時に参考にした資料の提供を求めることができる規定を定めています。

(予算及び決算の審査における説明)

第12条 議会は、予算及び決算の審査に当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の説明を行うよう市長に求めることができる。

予算・決算の審査に際しては、政策水準を高める議論が行われるよう、施策別・事業別に、その資料を示して説明するよう求めることができる規定を定めています。

第5章 議員間の自由討議

(議員間の自由討議)

第13条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を重視した運営に努めるものとする。

2 議員間討議は、原則として委員会において行うものとする。

議事機関である議会が、その機能をより高めていくために、議員間の自由討議を推進するよう定めています。

その環境を整備するため、委員会においては、議員間討議を導入するよう規定しています。

※補足……委員会運営においては、委員会が議案を提出することができるため、その議案審査においては、委員間の合意形成のための議員間討議を想定しています。

第6章 委員会の活動

(委員会の適切な運用)

第14条 議会は、市政の諸課題を適正に判断するため、委員会の専門性と特性を活かした適切な運用に努めるものとする。

議会は、委員会の持つ専門性を活かして、市政の諸課題に適切に対応する運営に努めるよう定めています。

(委員会の活動及び運営)

第15条 委員会は、所管に係る市政の課題について、積極的な調査研究に努めるものとする。

2 委員会は、調査研究、政策立案及び政策提言の機能を強化することに努めるものとする。

3 委員会は、藤岡市議会委員会条例（平成15年条例第18号）に定めるところにより公開するものとする。

委員会は、多様化する市政の諸課題に対応するため、積極的に調査研究に努め、委員会の機能の強化に努めていくよう定めています。

議会をより広く公開するため、委員会審査も本会議と同様に公開することを定めています。

第7章 政務活動費  
(政務活動費の有効活用)

- 第16条 議員は、市政の課題に関する政務活動に資するため、政務活動費を有効に活用するものとする。
- 2 政務活動費については、藤岡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成14年条例第10号）に定めるところによる。
- 3 議会は、藤岡市議会政務活動費の交付に関する条例の改正又は廃止に当たっては、議会の役割及び活動状況を踏まえ議会内で十分検討するものとする。

政務活動費の活用については、より有効に活用することを各議員に求めています。また、条例の改正等については、慎重に検討を行うよう求めています。

第8章 議会の体制整備  
(議会事務局の機能強化)

- 第17条 議会は、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。
- 2 議会事務局は、議会の活動を補佐する役割を担い、議員の議会活動に必要とされる情報の提供に努めるものとする。

議会事務局の任命権者である議長は、議会運営を円滑に行うために、議会事務局の機能強化及び体制整備に努めることを規定しています。

議会事務局は、議会及び議員の、調査機能や政策立案を補助するために、必要な行政情報を提供するよう努めることを定めています。

(議員研修の充実強化)

- 第18条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員に対する研修の充実に努めるものとする。
- 2 議会は、研修の充実強化にあたり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。
- 3 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙等を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行うものとする。

議会は、議員の資質向上のため、広く専門的知識を取り入れるなど、議員研修の充実に努めることを規定しています。

また、この条例の目的をすべての議員が共有するために、選挙後の研修の実施を定めています。

#### (議会広報の充実)

第19条 議会は、市民と情報を共有し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるため、次に掲げる手段により広報活動の充実に努めるものとする。

- (1) 議会広報紙の発行
- (2) 議会ホームページの運営
- (3) 本会議の映像配信
- (4) その他広報活動を充実させるために必要な手段

2 議会は、前項で定める広報活動についてわかりやすく周知し、市民からの意見、要望等を取り入れるよう努めるものとする。

議会は、その活動内容を市民に周知するとともに、情報の共有を図り、市民の市政及び議会への関心を高めるため、様々な手段を講じて広報活動を行うことを定めています。

また、その広報活動の充実を通じて、市民の意見をより多く取り入れるよう努めることを定めています。

#### (議会図書室の充実)

第20条 議会は、議員の調査研究、政策立案及び政策提言に資するために設置する議会図書室の充実に努めるものとする。

議員の調査活動のために、図書・資料等を備えた図書室の充実に努めることを定めています。

また、藤岡市議会図書室規程で、適正な管理に努めることを定めています。

#### (専門的識見の活用)

第21条 議会は、法第100条の2<sup>\*</sup>の規定により、専門的識見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

議会は、重要課題に対応するために、専門的事項に係る調査を学識経験者や専門家に依頼し、議会における討議に反映させるよう努めることを定めています。

※地方自治法第100条の2……「普通公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。」

#### (附属機関の設置)

第22条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

議会は、市政全般の課題について、審査・調査等が必要と認められるときは、附属機関を設置し、専門的な調査ができることを定めています。

第9章 議員の政治倫理  
(議員の政治倫理)

第23条 議員は、職務に関する倫理を保持し、公正を疑われるような行為をしてはならない。

議員は、その責務を正しく認識し、自らを律し、公正に職務を行うことを定めています。

第10章 議員の身分及び待遇  
(議員定数)

第24条 議員の定数は、藤岡市議会議員定数条例（平成14年条例第36号。第3項において「議員定数条例」という。）により定めるものとする。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題を十分に考慮し、多様な民意を反映するため、市の実情にあった定数を検討するものとする。

3 議員が議員定数条例を改正する議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。

議員の定数は、藤岡市議会議員定数条例で定めることを規定しています。

議員定数の改正の際には、市政の現状と課題を十分に考慮したうえ検討すること、また、議員が議員定数条例を改正する議案を提出する際も、市の実情に合ったものである明確な改正理由を付すことを定めています。

(議員報酬)

第25条 議員報酬は、藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第8号。第3項において「議員報酬条例」という。）により定めるものとする。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、市政の現状及び課題を十分に考慮し、市の実情にあった報酬を検討するものとする。

3 議員が議員報酬条例を改正する議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。

議員の報酬は、藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例で定めることを規定しています。

議員報酬の改正の際には、議員定数の改正と同様、市の実情に合った報酬額を慎重に検討することを定めています。

第11章 最高規範性及び継続的な検討  
(最高規範性)

第26条 この条例は、議会に関する基本的理念及び事項を定める議会における最高規範であり、議会に関する条例その他の規程を制定改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

この条例は、藤岡市議会における最高規範であることを規定しています。

議会運営に係る条例や規則を制定改廃する際には、この議会基本条例の趣旨を尊重し、規定との整合を図らなければならないことを定めています。

(条例の見直し等)

第27条 議会は、この条例の目的を達成するため推進組織を設置する。

2 議会は、継続的に議会改革に取り組み、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。

議会は、この条例の目的を達成するための推進組織を設置して、継続して議会改革に取り組むことを規定しています。

第12章 補則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。